

安全衛生ニュース

鳥取労働局
労働基準部
健康安全課
TEL 0857-29-1704
平成30年3月23日

安全「見える化」とっとり運動

安全の「見える化」は、視覚的に捉えられない職場に潜む危険などを可視化（「見える化」）し、危険・有害情報等を職場内で共有して活用することによって行う安全活動のことです。

危険・有害情報や安全衛生活動を「見える化」することで、危険・有害への認識や安全衛生活動への意識が高まり、職場内で広く安全衛生意識が共有されます。特に、不安全行動の要因が影響しやすい転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、やけど、激突などの災害防止に効果が期待されます。

「安全衛生情報」、「安全衛生活動情報」、「危険を防止するための情報」の3つの観点で「見える化」を進めましょう。なお、鳥取労働局ホームページに管内企業の事例を掲載していますので参考にしてください。

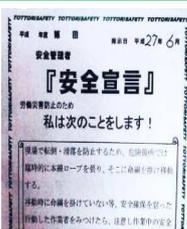
安全衛生情報



右側通行の明示

作業手順やルールなど、安全衛生に関する情報を目に見える形にすることで、この情報を共有し、作業を安全かつ合理的に行うことができます。

安全衛生活動情報



担当者の行動宣言

労働者に見えにくい安全衛生活動を目に見える形にすることで、職場における安全衛生活動に対する意識が深まり、職場全体の安全衛生水準が向上します。

危険を防止するための情報



脚立の天板の明示

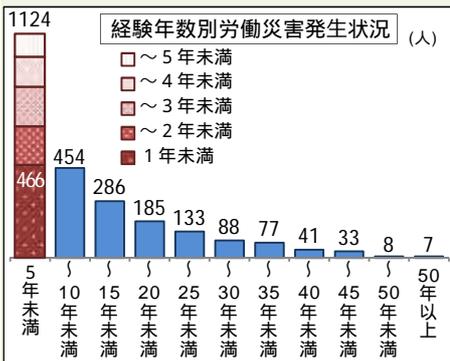
職場におけるさまざまな危険の芽を絵や文字を使って視覚的に「見える化」することで、労働者自らの災害防止への気づきを促します。

行動に伴う労働災害の防止

一般的に、労働災害は事故を発生させる要因が内在する「不安全状態」と、安全装置を外したり定められたルールを守らない「不安全行動」を行った人との組合せにより発生するとされており、その内訳は右図の割合とされています。

労働災害を防止するためには、安全衛生管理を充実させ「不安全状態」、「不安全行動」を把握し、それぞれの要因を取り除く必要があります。

過去5年間に当局管内で発生した休業4日以上労働災害を分析したところ、経験期間が5年未満の被災者数は、他の5年ごとの経験期間に比べ著しく多く、5～10年未満の被災者数の2.5倍となっています。また、経験期間が1年未満の被災者数は、5～10年未満の被災者数より多いことから、経験の浅い者に労働災害が多発していることが分かります。



経験の浅い者は「不安全状態」や「不安全行動」への認識が少ないため、意識せず「不安全行動」をとることによる労働災害が多いと考えられます。また、当局管内における労働災害において多く見られる、転倒、墜落・転落、腰痛などの行動や動作に伴う労働災害には、冬期の通路の凍結、階段の踏み外しなど「不安全状態」の解消が困難なものもあります。上図において「不安全状態」が関係する割合が92.4%に登ることから、作業行動の対策を講じることで、労働災害の減少が見込めるものと考えられます。

転倒災害

- 床面の凹凸、段差の解消に努め、汚れ（水、油、粉など）はこまめに取り除きましょう。
- 通路や作業面の整理・整頓に努め、歩行場所に物を置かないようにしましょう。
- 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えにくい状態での作業はやめましょう。
- 滑りやすい場所、段差等が解消できない場所には、危険表示を行うなど適切な注意喚起を行いましょう。
- 作業場所や作業内容に合わせた転倒しにくい靴を選びましょう。

墜落・転落災害

- 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えにくい状態での階段の昇降はやめましょう。
- はしご・脚立を用いて作業を行う際は、しっかりと固定しましょう。また、手に物を持っての昇降はやめましょう。
- トラックの荷台やプラットフォームには昇降設備等、墜落・転落を防止するための施設、設備を設けるよう努めてください。
- 屋根上作業を行う場合は適切な墜落防止措置を講じましょう。

腰痛災害

- 持ち上げる荷物の重量を把握し、適切な作業姿勢で作業しましょう。
- 重量物を取扱う際は、適切な器具や用具の使用、二人作業などにより腰部への負担の軽減に努めましょう。
- 前かがみ、中腰、体をひねるなど、腰に負担のかかる作業姿勢は避けましょう。
- 立ち作業、腰掛け作業、長時間運転などで、長時間同じ姿勢を続ける場合は、不自然な作業姿勢とならないよう配慮し、ときどき体を動かしましょう。

ストレスチェック制度

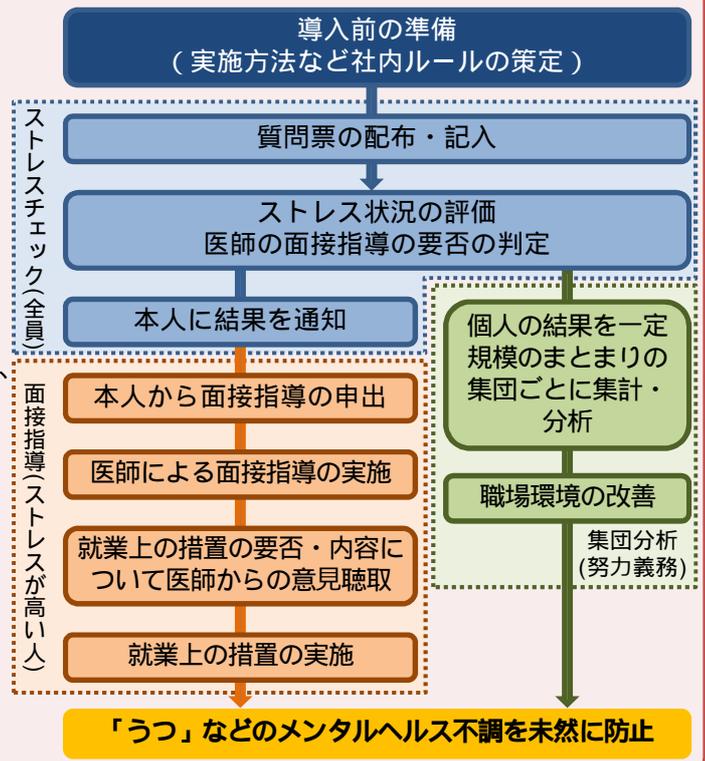
ストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気づきを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団的に分析し、職場環境の改善につなげる取組です。

ストレスチェック制度の大まかな流れは右図のとおりです。

常時使用する労働者数が50人以上の事業場については、平成27年12月1日から実施が義務付けられています。（労働者50人未満の事業場は、当分の間、努力義務です。）

事業者は、検査の結果、高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要があるとされた労働者から申出があった場合には、医師による面接指導を実施するとともに、医師の意見を聴き就業上の措置を講じなければなりません。

また、ストレスチェックの結果の集団ごとの集計・分析及びその結果を踏まえた職場環境の改善が事業者の努力義務となっています。



事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

近年の診断技術や治療方法の進歩により、かつては「不治の病」とされた疾病においても生存率が向上し、「長くつきあう病気」に変化しつつあり、労働者が病気になったからと言って、すぐに離職しなければならないという状況が必ずしも当てはまらなくなっています。

しかし、疾病や障害を抱える労働者の中には、仕事上の理由で適切な治療を受けることができない場合や、疾病に対する労働者自身の不十分な理解や、職場の理解・支援体制不足により、離職に至ってしまう場合が見られます。

このようなことから、厚生労働省では、がん、脳卒中などの疾病を抱える労働者に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と職業生活が両立できるようにするための事業場の取組などをまとめたガイドラインを平成28年2月に公表しました。

このガイドラインでは、事業者が両立支援のために取り組むことが望ましい環境整備（事業者による基本方針の表明と労働者への周知、研修等による意識啓発、相談窓口等の明確化及び両立支援に関する制度・体制等の整備）や支援の具体的な進め方に加え、特にがんに関する留意事項についてとりまとめています。



化学物質取扱業務にかかるリスクアセスメント

業種や事業場規模に関わらず、化学物質を製造・取扱う全ての事業場において、一定の危険有害性のある化学物質について、その物質等の危険性や有害性等の調査「リスクアセスメント」を実施しなければなりません。そして、調査結果に基づき、リスク低減対策を講ずるよう努めてください。

事業者と労働者が、取扱う化学物質の危険性や有害性を認識し、事業者はリスクに基づく必要な措置を検討・実施し、労働者は危険有害性を理解してリスクに応じた対策を実施することが大切です。

このため、「ラベルでアクション！」をキャッチフレーズとして、化学物質のもつ危険有害性を把握し行動を起こすよう、全ての関係者に促しましょう。

